

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成30年7月11日

-第1号-

消費生活トラブル情報

注目!

大手通販サイトをかたり未納料金を請求する
SMS(ショートメッセージサービス)に注意!

相談事例



スマートフォンに、「有料動画サイトへの登録料が未納である。本日中に連絡がない場合は裁判手続に移行する」という内容のSMSが届いた。送信元として大手通販サイト名が記載されていたが、このサイトを利用したことはない。どうしたらよいか。

アドバイス



- 心当たりのない不審なSMSが届いたら、**開かずにすぐ削除**することが大切です。
- 送信元の名前等に聞き覚えがあっても**安易に信用しない**にしましょう。連絡をすると、**個人情報**を聞き出されたり、**金銭**を要求されたりする場合があります。
- 心配なときは、お近くの**消費生活センター**にご相談ください。

参照先：国民生活センターHP：http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20171116_1.pdf

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

豆知識

「契約」ってなんだろう？

「契約」と「約束」の違い

契約

法的な拘束力を持つ約束のこと。
⇒ 法律上の権利と義務が発生する。
守らなければ、裁判所等から契約内容の実現を強制させられる。

約束

当事者間で取り決めたまきまり。
⇒ 守らなくても、法的責任は負わないが、当事者間の信頼関係を損ねる。

「契約」の成立時期



○ 買主の「買います」という申込みと売主の「売ります」という承諾が合意すれば、契約は成立します。口約束でも原則として契約は成立します。

参照先:くらしの豆知識2018

お知らせ

消費生活センターに相談しよう！

消費生活センターには、**専門の相談員が常駐**しており、商品を購入したり、サービスを利用したりしたときに起こるトラブルなど、**消費生活に関する相談**を受け付けています。※

相談員は、消費者が「**自分で解決する**」ための**助言**や、必要に応じて事業者と消費者の間に入って**あっせん**を行っています。

「**契約内容がよく分からない**」「**トラブルに遭ったかもしれない**」と疑問や不安を感じたときは、消費生活センターにご相談ください。

相談料は**無料**です。

※ 電話又は来所にて受け付けています。

トラブルに遭ったとき、困ったときは、**消費者ホットライン188**

消費者ホットライン「188」のご案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が**分からない**

2 →

を押す

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど